

優良住宅部品認定基準等の改正について

一般財団法人ベターリビング

一般財団法人ベターリビングでは、この度、下記品目について優良住宅部品認定基準及び評価基準（以下「BL認定基準」という。）の改正を行い、公表・施行しました。BL認定基準の改正のポイントは、以下のとおりです。

なお、BL認定基準の詳細につきましては、一般財団法人ベターリビングホームページ（<http://www.cbl.or.jp>）でご確認ください。

I. 2018年5月31日付改正

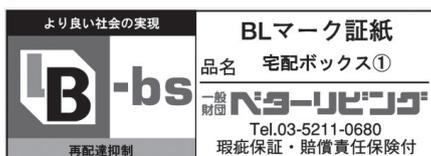
1. 戸建住宅用宅配ボックス・集合住宅用宅配ボックス

1) 付加認定基準の追加

優良住宅部品として認定された「戸建住宅用宅配ボックス」及び「集合住宅用宅配ボックス」（以下「各宅配ボックス」という。）の普及が、宅配便の再配達を抑制し、宅配業者の従業員にとっての再配達手間の低減、運送に係るCO₂排出量の削減や使用者の利便性の向上等といった社会的要請に応えるものです。

そこで、「各宅配ボックス」のBL認定基準に付加認定基準を追加し、BL-bs部品※1として普及拡大することが、より良い社会の実現に資するものであると考えられます。

つきましては、より良い社会の実現に資する特長を満たすため、「各宅配ボックス」のBL認定基準に「供給体制として、認定品を普及拡大する仕組みが確保されていること。」を追加しました。



※1：BL-bs部品とは
優良住宅部品（BL部品）のうち、社会的要請への対応を先導するような特長を有する住宅部品を、特に「BL-bs部品」（BL-bs：Better Living for better society）として認定しています。

II. 2018年7月13日付改正

1. サッシ・改修用サッシ

1) 供給の実態に併せた改正

a) 「下棧パネル」を「車椅子用パネル」に名称変更
車椅子用下框に併せて、「下棧パネル」を「車椅子用パネル」に名称を変更しました。

b) 引き形式・開き形式・FIX形式における連窓・段窓の要件変更

引き形式の引違い、開き形式の片開きドア及びFIX形式のみ連窓・段窓の構成要件が定められており、他の形式で使用できることが不明確であったため、全ての形式において連窓・段窓として使用できることを明記しました。

c) 引き違い窓（掃き出し窓）における要件変更

引き違い窓は、外側のガラスが清掃できるような「やり返しができること」を要件としております。市場では、引き違い窓（掃き出し窓）に把手を設けることが多くなっており、その場合は「やり返しができること」の要件が満たせなくなります。しかし、掃き出し窓においては、室外から外側のガラスの掃除が可能であるため、本BL認定基準からは除外するよう要件を変更しました。

d) 遮音型サッシ及び窓における要件変更

引違い形式の遮音型サッシ及び窓の場合、以前は換気機構を付けると遮音性能が基準を満たせる製品がなく、換気機構は付けないことを要件としておりました。しかし、現状は、換気機構を付けたとしても遮音性能が基準を満たせる製品が増えてきたため、本BL認定基準からは除外するよう要件を変更しました。

e) 構成部品の材料における規格の追加

構成部品の材料の「ステンレス」において、塩害対策で使用する「SUS316」の規格を例示仕様として追加しました。

f) パネルを用いた場合における要件変更（「改修用サッシ」のみに適用）

改修用サッシ及び窓にパネルを用いた場合において、構成部品の定義や要件について追加しました。

2) 要件を明確にするための改正

a) 構成要件の表記内容の明確化

部品に求める要件の一部を「構成要件」として別表で表記していましたが、「部品の構成」の表に統合しました。

b) 「使いやすさに配慮したサッシ及び窓」の要求レベルを明文化

本 BL 認定基準で定義されている「使いやすさに配慮したサッシ及び窓」は、1997年に長寿社会対応サッシとして基準化され推奨仕様となりました。その後、品確法が制定された際に高齢者等配慮対策等級5相当が現在の付加認定基準（BL-bs）として、本 BL 認定基準に追加されました。

一方、旧 BL 認定基準で長寿社会対応サッシとしていた要件は、「使いやすさに配慮したサッシ及び窓」（品確法の高齢者等配慮対策等級3相当）として本 BL 認定基準の要求事項に位置付けられましたが、それが推奨仕様であるか明記がされず誤解されることがあったため、改めて推奨仕様として「高齢者等の使いやすさに配慮したサッシ及び窓」を規定しました。

また、「高齢者等の使いやすさに配慮したサッシ及び窓」の構成部品である「彫込み引手」の記載方法を修正しました。

c) ねじの取付けにおける施工方法の文言修正（「改修用サッシ」のみに適用）

耐風圧性能が S-7 の場合のねじの施工方法の説明について、当初、標準仕様として開発された工法は現行基準の施工方法に適合できるが、各社個別の仕様となる工法については適合できない場合があるため、要件の見直しを行いました。

3) JIS 規格改正に伴う BL 認定基準の改正

a) 最新版の引用 JIS 規格の更新

4) 図版の差替えに伴う BL 認定基準の改正（「サッシ」のみに適用）

a) 本 BL 認定基準内で使用している図版の差替え

2. 便器

1) 性能試験条件に関する改正

a) 搬送性能試験で使用するトイレトペーパーの条件緩和

搬送性能試験で使用するトイレトペーパーは、JIS P 4501 に定めるシングル仕様のトイレトペーパーとしておりましたが、昨今、トイレトペーパーの JIS 製品が減少して入手が困難となっているため、「JIS P 4501 に定めるシングル仕様のトイレトペーパー又は同等品を使用すること」としました。

同等品の定義として、下記3点の条件を満たすこととします。

- ・シングル仕様のトイレトペーパーであること。
- ・エコマーク認証^{※2}を取得しているトイレトペーパーであること。
- ・JIS P 4501 で定める寸法のうち、紙幅の規定^{※3}を満たしていること。



※2：エコマーク認証取得要件については、（公財）日本環境協会発行「エコマーク商品類型No.108 衛生用紙 Version2.10 認定基準書」の基準を満たしていること。

※3：JIS P 4501 での紙幅の規定は、114mm(±2)としている。

3. 「玄関ドア」他 10 品目

1) JIS 規格廃止等に伴う BL 認定基準の改正

a) 最新版の現行 JIS 規格への見直し

表-1 の BL 部品における耐久性の確保において、廃止 JIS 規格「塗料一般試験方法（JIS K 5400）」を採用している性能試験（耐塩水性、耐衝撃性、塗膜硬さ、付着性、塗膜厚さ）は、現行 JIS 規格（JIS K 5600）へ移行しました。

また、耐久性の確保のうち、「耐食性」で求めている性能試験「中性塩水噴霧試験（JIS Z 2371）」は、同等の性能試験である「耐中性塩水噴霧性（JIS K 5600-7-1）」へ移行し、「耐候性」で求めている性能試験は、一般的な性能試験方法である「キセノンランプ法（JIS K 5600-7-7）」と「紫外線蛍光ランプ法（JIS K 5600-7-8）」を併記しました。

なお、当該性能試験に係る認定企業の準備期間等を考慮し、基準上では当面の間、現行 JIS 規格と廃止 JIS 規格等を併記しますが、一定期間（5年程度）経過後、廃止 JIS 規格等は削除します。

表 -1 JIS 規格 BL 部品対応表

No.	塗料一般試験方法 品目名	A	B	C	D	E	F	G
		耐塩水性	耐衝撃性	塗装硬さ	付着性	塗膜厚さ	耐食性	耐候性
		併記	併記	併記	併記	併記	移行	併記
1	玄関ドア	●			●	●	●	
2	改修用玄関ドア	●			●	●	●	
3	集合住宅用宅配ボックス	●※4	●※4	●※4	●※4		●	●
4	戸建住宅用宅配ボックス	●※4	●※4	●※4	●※4		●	●
5	郵便受箱	●	●	●	●		●	●
6	プレスドア専用改修用扉	●			●	●	●	
7	面格子	●	●※4	●※4	●※4		●	●
8	墜落防止手すり	●	●	●	●		●	●
9	ガレージ	●	●	●	●		●	●
10	自転車置場	●	●	●	●		●	●
11	物置ユニット	●	●	●	●		●	●

※4：既に移行対応済み。

●：対象性能試験

4. 「ガレージ」他6品目

※5：「ガレージ」「物置ユニット」「サッシ」「キッチンシステム」「浴槽」「洗濯機用防水パン」「洗濯機用サイホン排出管」

1) 図版の差替えに伴う BL 認定基準の改正

a) BL 認定基準内で使用している図版の差替え

「ガレージ」他6品目※5において、BL認定基準内で使用している図版が古いものは、全面的に差替えを行いました。